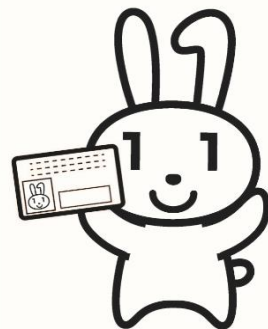


国外に引っ越す日本国籍の方へ



マイナンバーカードの 国外継続利用の手続きをしましょう。

有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、国外継続利用の手続きにより、国外でもマイナンバーカードを利用できるようになりました。手続きの方法は以下のとおりです。

- 1 手続きの窓口 八王子市役所本庁舎1階市民課、八王子駅南口総合事務所
市民部各事務所（斎場事務所を除く）
- 2 手続きできる期間 国外への転出届の提出時～出国予定日の前日（平日のみ）まで
※ 転出届の提出日と出国予定日が同日である場合、継続利用手続きはできません。

- 3 手続きできる時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）のうち
八王子市役所本庁舎1階市民課 8:30～16:30
八王子駅南口総合事務所・南大沢事務所 10:00～16:30
上記以外の市民部各事務所（斎場霊園事務所を除く） 9:00～16:00

※ 転出届は、日曜日や平日夜間に提出できる窓口もありますが、その場合は、出国予定日前日（平日のみ）までに、再度お越しいただく必要がありますので、上記の時間帯に来庁されますことをお勧めいたします。

4 手続きできる方と要件

国外に引っ越すマイナンバーカードのご本人が手続きするのが原則ですが、15歳未満の方や成年被後見人の場合は、その法定代理人が手続きしてください。また、転出届を同一世帯員が行う場合の特例もあります。

手続きする方	条 件	持ち物
本 人	15歳以上	本人のマイナンバーカード
成年後見人 及び 15歳未満の方の 法定代理人	法定代理人の権限確認 できること	本人のマイナンバーカード、法定代理人の顔写真 真付本人確認書類、権限確認資料（同一世帯や 戸籍等で親権確認できる場合は除く）
同一世帯員 及び 15歳以上の方の 法定代理人	転出届を左記の方が出す 場合に限る。 同一世帯又は法定代理人 の権限が確認できること	本人のマイナンバーカード、手続きする方の顔 写真真付本人確認書類、本人の委任状、密封した 暗証番号（4桁必須、署名用電子証明書がある 場合は6桁以上も） ※ 暗証番号が不明やロックしていた場合は下 の任意代理人対応となります。
上記以外の場合 （任意代理人対応）	事前に市から送った照会 書・回答書を持参	次の5 任意代理人が手続きする場合 を参照

5 任意代理人が手続きする場合

出国予定日の8日前までに、マイナンバーカードコールセンターに、電話にてご相談ください。

手続きに関するご案内の後、マイナンバーカードのご本人の住民登録地に、必要書類（照会書・回答書）を、転送不要の普通郵便にて送付いたします。

手続きの際は、その照会書・回答書を、ご本人のマイナンバーカードや任意代理人の方の顔写真付の本人確認書類といっしょに持参させてください。

「任意代理人の手続き」や

「暗証番号忘失」のご相談は、下の『マイナンバーカードコールセンター』へ

6 参考

- (1) マイナンバーカードに追記欄が無い方や、有効期限まで1年未満の方については、継続利用の手続きに加え、出国前にマイナンバーカードの再交付申請をされることをお勧めします。
- (2) 海外でのマイナンバーカードの利用としては、国外在住時の本人確認や一時帰国時の各種手続きのほか、マイナポータルへのアクセスによる行政機関等から配信されるお知らせの確認や自分の特定個人情報(所得税や世帯情報等)の確認などが想定されています。
- (3) 帰国後にマイナンバーカードの再交付を受ける際、国外転出時のマイナンバーカードを紛失していた場合は、原則、再交付手数料が有料になります。
- (4) 出国前に継続利用手続きができず、マイナンバーカードが失効した方が、出国(失効)日から90日以内に、国外で再交付申請した場合は、手数料がかかりません。

《海外在住の日本人の方》平成27年10月5日以降に国内で住民登録していてマイナンバーが附番されている日本人の方は、国外転出後も、在外公館や一時帰国した市町村窓口で、マイナンバーカードの申請や受取り等の手続きができます。

※ 詳しくは、マイナンバーカード総合サイト(新規交付)

<外部リンク>をご確認ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/>



お問い合わせ先 八王子市役所市民部市民課
マイナンバーカードコールセンター
電話 042-620-7474
平日 8時30分～17時（祝日・年末年始除く）